

会 則

◎第1条[名称]

本会の正式名称は「武庫ノ台ゴルフコースメンバーズ」とし、通称は「MGC メンバーズ」とします。

◎第2条[目的]

本会はゴルフを愛好される方のホームコースとして、武庫ノ台ゴルフコースをご利用頂き、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

◎第3条[運営]

本会の運営は、武庫ノ台ゴルフコースが行います。

◎第4条[入会]

本会へ新規に入会を希望される方は、「MGC メンバーズ入会申込書」に必要事項を記入の上、入会金・年会費を添えてコースフロントへお申込み下さい。(お電話でのお申込はできません。)武庫ノ台ゴルフコースが入金を確認した日をもって入会日となります。

◎第5条[入会資格]

暴力団、暴力的不法行為の恐れがあるもの及びゴルフ場施設を利用することが好ましくないと当コースが判断したものは、入会をお断りします。

◎第6条[更新]

会員が継続を希望される場合は、会員期限までに、「MGC メンバーズ継続申込書」に必要事項を記入の上、年会費を添えてお申込み下さい。(会員期限終了後1年以内であれば、年会費のみでご継続いただくことができます。)

◎第7条[会員期間]

会員期間は、入会日から1年間と致します。なお会員有効期間内に継続更新いただいた場合には、会員期間終了の翌日から1年間となります。

◎第8条[入会金]

入会金は、1名につき3,000円(消費税込)とします。

◎第9条[年会費]

年会費は、1名につき 男性 27,000円(消費税込)・女性 22,000円(消費税込)とします。

◎第 10 条[脱会による返金]

会員期間中に脱会された場合は理由の如何に関わらず、年会費の精算返金は致しません。

◎第 11 条[会員証]

会員には会員証(MGC メンバーズカード)を発行致します。この会員証はご本人様のみご利用頂け、他人への譲渡および貸与は認めません。また、会員証を紛失または毀損された場合は、速やかにご連絡を頂くとともに、再交付手続きをして下さい。(再発行手数料 100 円が必要です。)

◎第 12 条[特典]

会員は以下の特典が受けられます。

- (1)年間を通して、MGC メンバーズ特別料金が適用されます。ただし、他の一切の割引制度とは併用することが出来ません。
- (2)実質ご利用金額の 3%の MGC ヤードを差し上げます。
(実質ご利用金額とは、ご精算時のご本人分領収書金額をさします。)
- (3)友の会コンペに参加できます。(ご同伴者も参加できます。)
- (4)お誕生日月にプレー頂くと、バースデープレゼントとして、MGC ヤード 3,000 ヤードとバースデーケーキを差し上げます。
- (5)MGC メンバーズの方を代表とするコンペを開催いただいた場合、会員ご本人 1 名様のみ MGC ヤード 2,000 ヤードを差し上げます。
- (6)新規会員および会員継続時に、ご友人紹介割引券を 8 枚進呈致します。
- (7)キャディバックをコースでお預かりする「バック預かりサービス」を無料にご利用いただけます。

◎第 13 条[会員証の提示]

会員が特典を受けようとする場合は、必ずチェックイン時に会員証をフロントにご提示下さい。

◎第 14 条[資格の剥奪]

会員が以下の項目に該当する場合は、会員資格を一時停止または脱会して頂くことがあります。

- (1)本会および武庫ノ台ゴルフコースの名誉を毀損したとき、または本会の秩序を乱したとき。
- (2)本会則に違反したとき。
- (3)武庫ノ台ゴルフコースを利用約款に違反したとき。
- (4)その他処分を適当とする行為があったとき。

◎第 15 条[会員の喪失]

会員期間が終了したとき、脱会の手続きが行われなかったとき、死亡されたときには、会員資格を失います。

◎第 16 条[届出内容の変更]

会員の住所・氏名等の届出内容が変更されたときは、速やかに変更届をご提出下さい。なお、届出内容の変更手続きがされていない場合に届出済みの内容に従ってご連絡した通知内容等につきましては、会員に到達したものとして取扱います。

◎第 17 条[会則の変更]

本制度の内容については、通知をもって変更する場合があります。